

発注関係事務の運用に関する指針 骨子(案)にいただいたご意見と本文案について

公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律 概要

令和6年6月19日公布・施行
(測量法改正の7年4月施行部分を除く。)

背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保

働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁

地域建設業等の維持

適切な入札条件での発注、災害対応力の強化

生産性向上

新技術の活用促進、技術開発推進

公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、**将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現**

改正の概要

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日の確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保
- ・適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施
- ※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

災害対応力の強化（受注者・発注者）

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- ・脱炭素化の促進・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

技術開発の推進（国）

- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

測量業の担い手確保

- ・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定）
- ・測量業の登録に係る暴力団排除規定 等

品確法基本方針とは：品確法（※¹）に基づき、政府が作成（H17閣議決定、R元最終変更）

○公共工事の品質確保の促進の意義や施策に関する 基本的方針を規定

○国、特殊法人等、地方公共団体は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務

（※¹）公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）

第三次・担い手3法を踏まえた改正

改正骨子案

「〇〇法第〇条関係」：改正後の関連条項番号

1. 品確法改正への対応

○担い手確保

＜処遇改善・価格転嫁＞（品確法第7条、第8条関係）

- ・技能労働者の処遇改善（能力に応じた処遇確保等）
- ・円滑な価格転嫁に向けた環境整備（スライド条項の適切な運用等）

＜働き方改革・環境整備＞（品確法第7条、第27条、第30条、第31条等関係）

- ・週休2日工事の推進（工期・予定価格の適正設定等）
- ・施工時期の平準化に向けた関係部局連携の強化
- ・外国人などの多様な人材の確保に向けた環境整備
- ・国による休日・労務費等の実態把握 ・広報・啓発活動充実

○地域建設業等の維持（第7条、第8条、第21条関係）

- ・地域の実情を踏まえた適切な入札参加条件・規模の設定等
- ・災害対応力強化（保険加入促進・適正積算、復旧・復興JV活用等）

○生産性向上（第3条、第7条、第28条、第29条関係）

- ・ICT活用推進（データ引継、CCUS活用等） ・技術開発の推進
- ・発注関係事務におけるICT活用 ・新技術活用（VFM※・脱炭素化等）

※Value For Money：金額に対し最も価値の高い資材等を活用するという考え方

○公共工事等の発注体制強化（品確法第7条、第22条、第23条関係）

- ・発注関係事務の実態把握、発注者に対する助言・支援
- ・維持管理における広域連携の推進

2. 建設業法等改正への対応

（建設業法第20条の2、第25条の27、第25条の28、
入契法第13条、第15条、第16条、第17条関係）

- ・円滑な価格転嫁に向けた環境整備【再掲】（誠実な契約変更協議の実施等）
- ・技能労働者の処遇改善【再掲】
- ・ICT活用推進【再掲】（現場管理の効率化等）
- ・発注関係事務におけるICT活用【再掲】（ICT活用による施工体制確認等）

3. 昨今の課題への対応

- ・時間外労働規制に対応可能な工期設定（※²）
- ・工期設定における猛暑日の考慮（※²）
- ・多様な人材の確保に向けた環境整備【再掲】（快適トイレ等）
- ・持続的な除雪体制の確保

（※²）令和6年3月「工期に関する基準」の改定も踏まえた追加事項

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の方向性(案)

運用指針とは：品確法第24条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて国が作成

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

- 週休2日の質の向上【第3条9項、第8条2,3項】
- 施工時期、履行期間の平準化に係る関係部局連携【第30条】
- スライド条項の設定と基準の作成(工事)【第7条1項13号】
- 学校と民間事業者間の連携の促進等(国・地方公共団体)【第26条】
- 国民の関心と理解を深めるための広報活動(国・地方公共団体)【第31条】

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

- 地域の実情を踏まえ、担い手の育成・確保に資するよう競争参加資格等を設定【第7条1項7号】
- 技術力ある企業と地域企業との連携による技術普及【第7条1項8号】
- 受注者になろうとする者が極めて限られている場合における競争が存在しないことの確認による契約方式(参加者確認型随意契約方式)の活用【第21条】
- (災害対応)
- 公共工事の目的物の整備、管理等に豊富な経験、知識を有する者による被災状況の迅速な把握等【第7条6項】
- 技術力ある企業と地域企業のJVを活用した迅速な復旧復興【第7条1項9号】
- 災害協定に基づく工事における労災保険契約の保険料の予定価格への反映【第7条1項1号】

3. 新技術の活用等による生産性向上

- 情報通信技術を活用したデータの適切な引継ぎ【第3条13項】
- 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化等の要素も考慮した総合的に価値が最も高い資材等の採用【第7条1項2,6号】
- 技術開発の推進(国)【第3条6項、第29条】
- 研究開発を委託する際の知的財産権への配慮(国)【第28条2項】

4. 公共工事の発注体制の強化

- 維持管理を広域的に行う連携体制の構築【第7条7項】
- 地方公共団体を支援するための講習会等の開催(国・都道府県)【第22条5項】
- 発注関係事務の適切な実施に係る発注者への助言(国)【第23条】

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」改正案の概要

★改正のポイント★

品確法の改正を踏まえ、下記のポイントを中心に、近年の取組状況を鑑みて改正骨子案を作成

- ・担い手の確保のための働き方改革・処遇改善
- ・地域建設業等の維持に向けた環境整備
- ・新技術の活用等による生産性向上
- ・公共工事の発注体制の強化

I. 本指針の位置付け

II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項

- 1 工事
 - 1-1 工事発注準備段階
 - 1-2 工事入札契約段階
 - 1-3 工事施工段階
 - 1-4 工事完成後
 - 1-5 その他
- 2 測量、調査及び設計
 - 2-1 業務発注準備段階
 - 2-2 業務入札契約段階
 - 2-3 業務履行段階
 - 2-4 業務完了後
 - 2-5 その他
- 3 発注体制の強化等
 - 3-1 発注体制の整備等
 - 3-2 発注者間の連携強化

III. 災害時における対応

- 1 工事
 - 1-1 災害時における入札契約方式の選定
 - 1-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
 - (1) 確実な施工確保、不調・不落対策
 - (2) 発注関係事務の効率化
 - (3) 災害復旧・復興工事の担い手の確保
 - (4) 迅速な事業執行
 - (5) 早期の災害復旧・復興に向けた取組
- 2 測量、調査及び設計
 - 2-1 災害時における入札契約方式の選定
 - 2-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
 - (1) 確実な履行確保、不調・不落対策
 - (2) 発注関係事務の効率化
 - (3) 迅速な事業執行
 - (4) 早期の災害復旧・復興に向けた取組
- 3 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

IV. 多様な入札契約方式の選択・活用

- 1 工事
 - 1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
 - 1-2 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に配慮した入札契約方式の活用の例
- 2 測量、調査及び設計
 - 2-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
 - 2-2 業務成果の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に配慮した入札契約方式の活用の例

V. 技術開発の推進及び新技術等の活用

VI. その他配慮すべき事項

- 1 受注者等の責務
- 2 中長期的な担い手確保に向けた取組
- 3 その他

○運用指針本文(案)に反映した主なご意見

- 地域の企業と施工技術を有する企業との連携について、具体的内容等を記載すべき
→ 発注者が契約の相手方に、中小企業に対する工程管理や品質確保に係る専門的な技術や知識の普及を求める 旨追記 P6 L207
- 下請け企業の賃金・処遇について国が行う調査への元請の協力についても記載すべき
→ 発注者は受注者の協力の下、実態を把握するよう努める 旨追記 P10 L382
- 建設業法・品確法に基づく国の調査について、発注者がどうすべきか記載すべき
→ 国の調査・公表・必要な施策の実施という規定の内容について、発注者は留意しつつ、施策の実施等にあたり必要な協力を努める 旨追記 P11 L427
- 情報通信技術の活用により得られた成果を将来の設計、施工の改善につなげるべき
→ 将来の維持管理業務や調査、設計、工事等に有効活用する 旨追記 P12 L470
P20 L797

○運用指針本文(案)に反映した主なご意見

- 調査、設計、施工段階での情報を集約し、必要なフォーマットに変換する仕組みが必要
→ 国際規格ISO19650に基づくCDE(共通データ環境)を構築するよう努める 旨追記

P13 L473
P21 L800
- 災害復旧・復興工事における共同企業体の活用について、その目的を記載すべき
→ 不足する技術者・技能労働者を広域的な観点から確保し、施工力・体制を強化する 旨記載

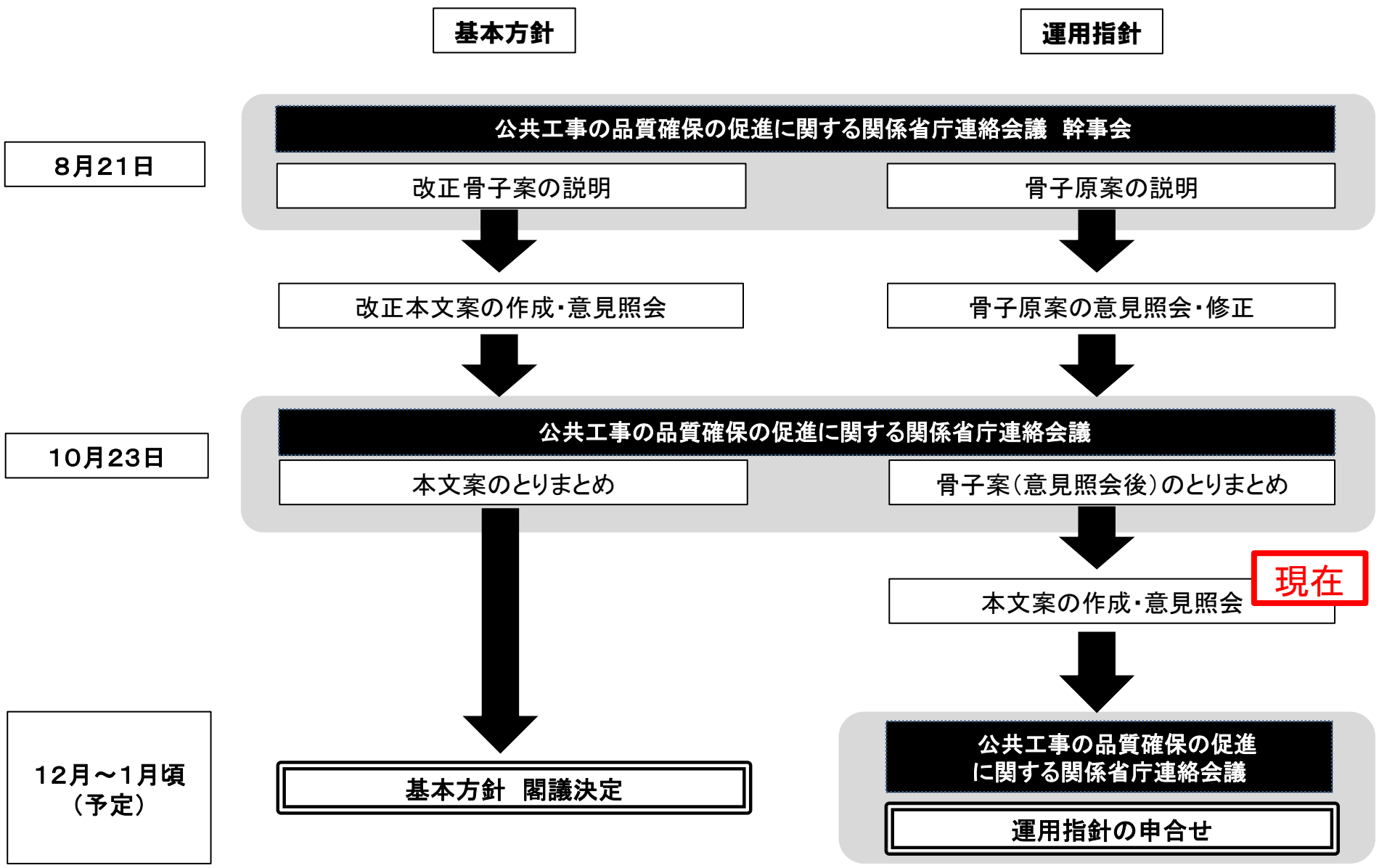
P25 L963
- 参加者確認型随意契約方式に関して、不正や誤った使い方を招かないような書きぶりとするべき
→ 想定される事例 や 会計法・地方自治法施行令等の範疇で行うこと 等を追記

P36 L1372
P41 L1547
- 担い手の確保について、業界全体で取り組む必要があるという趣旨が含まれるべき
→ 地域における公共工事の担い手の中長期的な育成及び確保については、建設業界全体で取り組むべき課題である 旨追記

P44 L1627

○今後の制度運用において対応するもの、継続的に検討させていただきたいもの

- 研究開発の成果の利用に関して、当該開発に関わっていない者が競争で排除されないよう注意が必要
- 総合的に最も価値の高い資材等の採用について、工事と設計いずれの段階で採用するか整理が必要。
- CO₂排出削減効果の考え方含めガイドライン等を示すべき
- 災害協定に基づく災害応急対策・災害復旧工事の従事者の保険料の積算への反映について、マニュアル等で具体的な数値を示す等の対応をしてほしい
- 業務におけるスライド条項を検討してほしい
- 予定価格の上限拘束性による弊害をなくす取組を進めてほしい
- 実施した取り組みにより生産性が高まったのか、指標を作成しモニタリングが必要



運用指針改定を踏まえた取組について(情報提供)

全国統一指標の設定

発注関係事務の運用に関する指針改定案

国は、施工時期の平準化やダンピング対策等の取組状況について、他の発注者の状況を把握できるよう「見える化」等を実施

品確法の改正内容や現行指標の進捗状況を踏まえて、新たな指標「第三次・全国統一指標」を検討

新・全国統一指標(工事)

見直しを検討する指標案

- ①地域平準化率(施工時期の平準化) ※地域ブロック単位・県域単位で公表
 国等・都道府県・政令市・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率(4月～6月期の平準化が対象)
- ②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定) ※地域ブロック単位・県域単位で公表
 国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合
 ※週休2日対象工事:週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、
 現場閉所・交代制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事。
- ③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策) ※県域単位で公表
 都道府県・政令市・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合()
 ※調査対象は、都道府県・政令市は250万円を超える工事(随契除く)、市町村は130万円を超える工事(随契除く)である。

新・全国統一指標(測量、調査及び設計(業務))

- ①地域平準化率(履行期限の分散) ※地域ブロック単位・県域単位で公表
 国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合
- ②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策) ※県域単位で公表
 都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

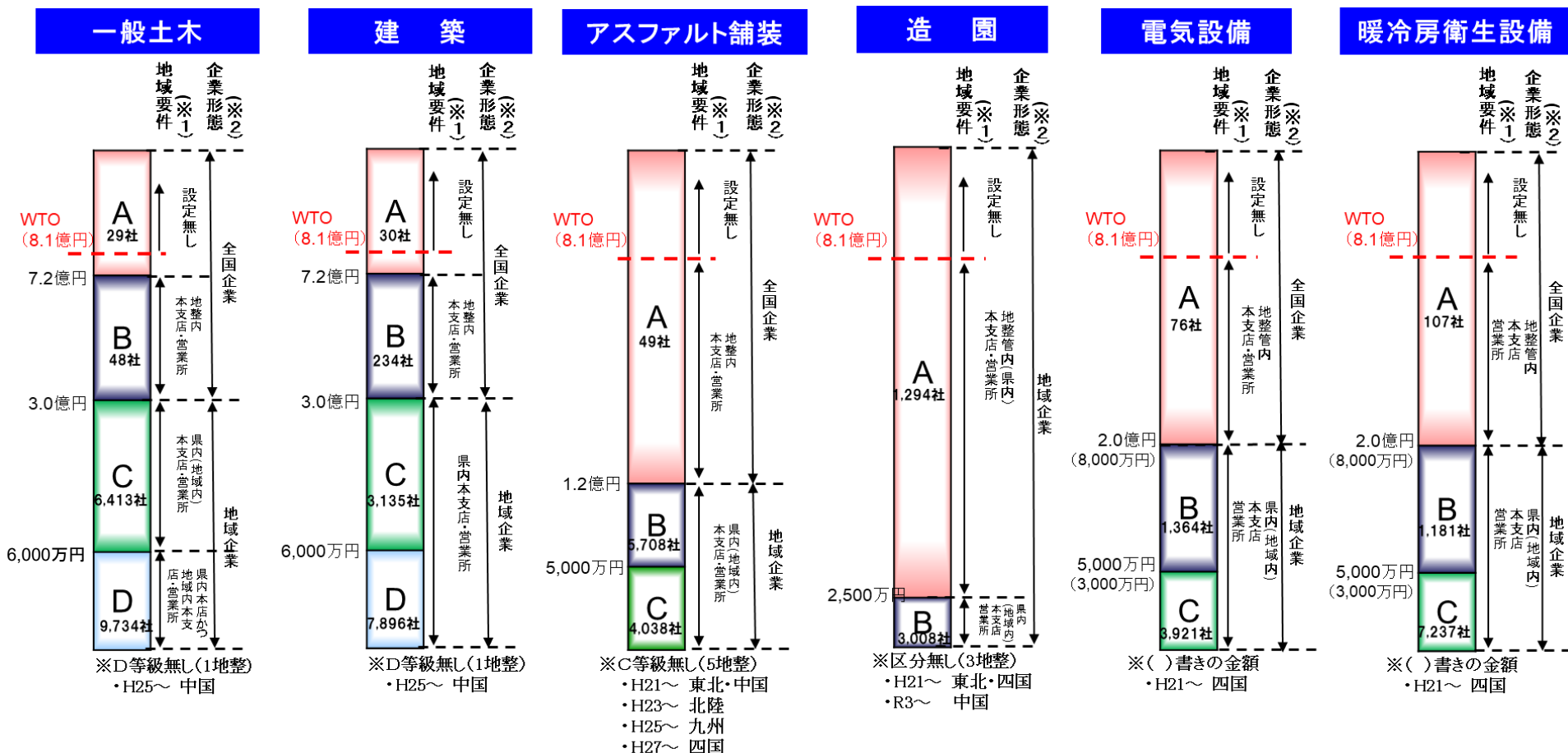
地域独自指標

・・・これまでの取組状況を踏まえた指標を地域ごとに設定

発注標準の見直し

発注関係事務の運用に関する指針改定案

地域の実情等を踏まえ、予算、事業計画、工事内容、工事費等を考慮し、また地域における公共工事の担い手の育成・確保に配慮し、競争性の確保に留意しつつ、競争参加資格や工区割り、発注ロット等を適切に設定し、各工事の手続期間や工期を考慮して工事の計画的な発注を行う



※1 地域要件は各地方整備局の主な内容を記載

※2 企業形態は、構成する企業の主な形態を記載

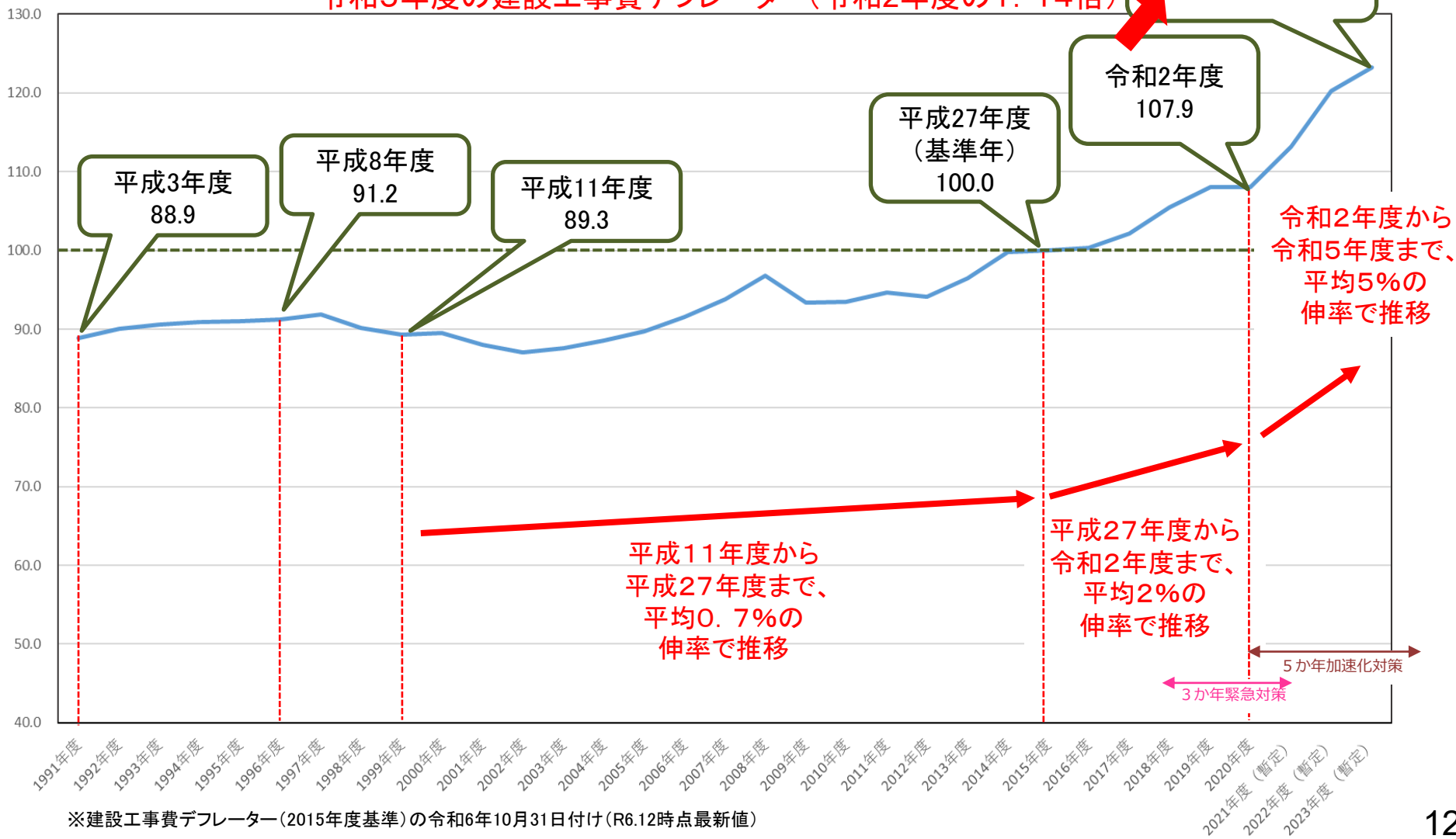
※3 1業種について、複数の地整で登録している場合は、本店所在地の地整等級にて計上（重複無しで整理）

発注標準の見直し

建設工事費デフレーター(2015年基準)

【建設総合】

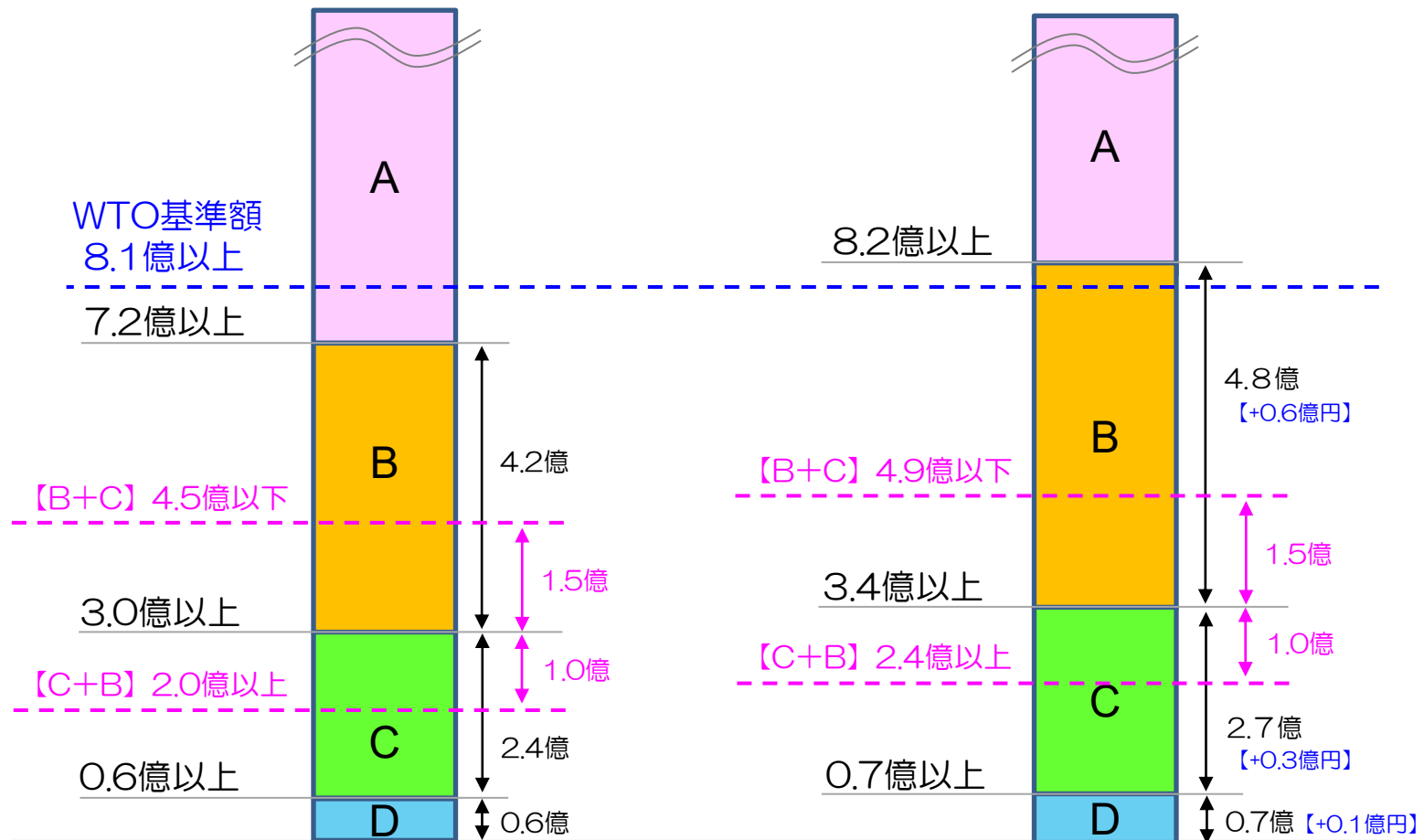
令和5年度の建設工事費デフレーター(令和2年度の1.14倍)



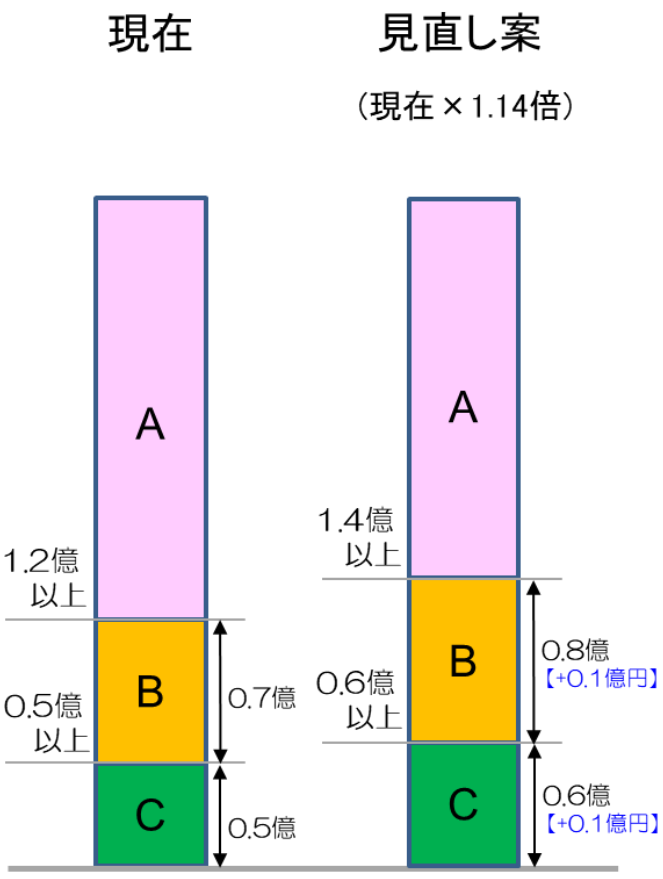
現在

見直し案

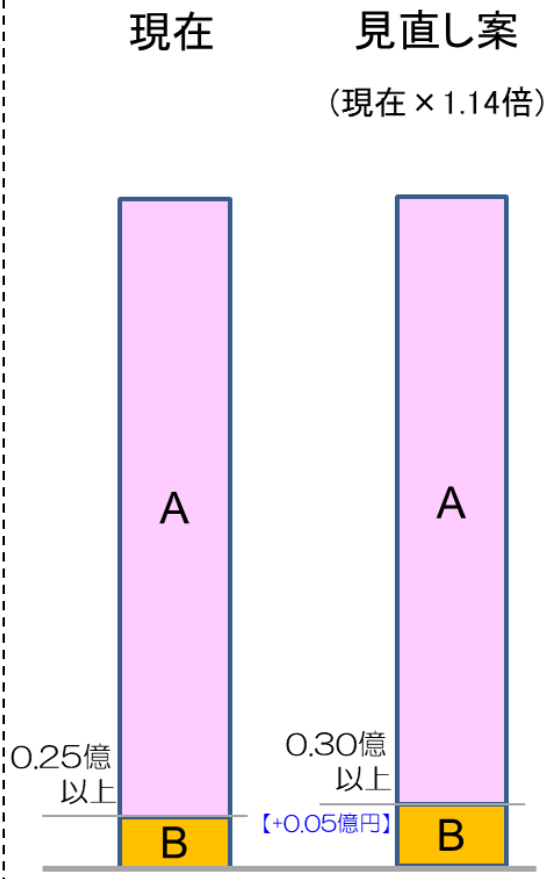
(現在 × 1.14倍)



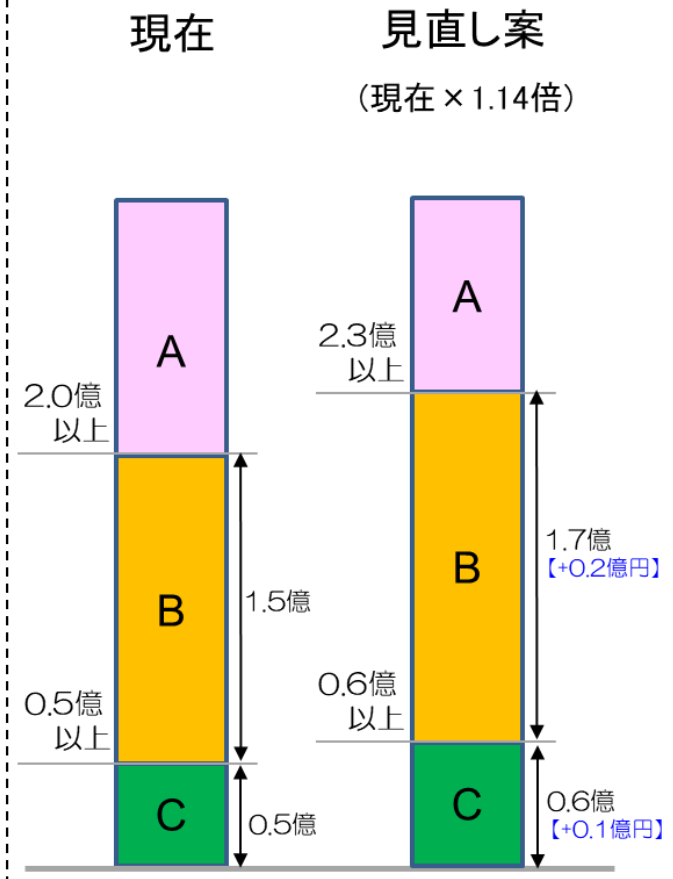
<アスファルト舗装>



<造園>



<電気設備・暖冷房衛生設備>



発注関係事務の運用に関する指針改定案

工期、安全性、生産性、脱炭素化などの価格以外の要素も考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等を採用するよう努める

- 発注者において、標準的な仕様(案)を設定できるが、競争参加者の技術提案に基づく仕様や工法の変更により、更なる品質向上(総合的に価値の最も高い資材等の採用を含む)が期待される工事を対象に適用。
- 仕様や工法の変更による品質向上が期待される事項について、「技術向上提案」を求める。
- 提案内容については、当初契約時の仕様には反映せず、発注者指示により変更契約の対象とすることを基本とする。その際、技術向上提案の採用にかかる契約変更金額は、当面は予定価格の5%を上限とする。

対象 工事	施工能力評価型		技術提案評価型				
	技術的工夫の余地が <u>少ない</u> 工事		技術的工夫の余地が <u>大きい</u> 工事				
技術 提案 内容	II 型		I 型		S II 型 (現行S型)	S I 型 (試行)	A III 型 A II 型 A I 型 ※A型再整理
			簡易な施工計画		施工上の特定の課題等 に対する工夫等	価値の最も高い 新技術、資材、機械、工法等	工事目的物の設計変更や 高度な施工技術等
評価 方法			簡易な施工計画を 可・不可の二段階で評価			技術提案を点数評価	部分的 変更 複数の有 力案 通常案は満 足できない
	企業・技術者の能力等(実績)を点数評価						
予定 価格			標準案に基づき作成			新技術、資材、機械、 工法等に係るコストは 予定価格に入れない	技術提案に基づき作成

技術提案評価S I 型(仮称)の進め方(案)

○令和7年度からの試行開始を目標に、具体の運用の検討や対象工事の選定等を実施

● 想定している設定テーマ例

発注者において標準的な仕様（案）を設定できる工事の中で、競争参加者の技術提案に基づく仕様や工法の変更により、更なる品質向上（総合的に価値の最も高い資材等の採用を含む）が期待されるテーマとして、以下の例を参考に各工事で設定。

- 1) 工期延期のリスク回避（施工性の高い工法への変更）
- 2) 安全性の向上（交通渋滞・交通事故発生防止、作業員の危険防止）
- 3) 構造物の新設時における、点検困難箇所への維持管理性の高い工法等の採用
- 4) カーボンニュートラルに資する工法等の採用 ※脱炭素化への寄与の程度の評価手法は別途策定

● 発注方法イメージ

- ・ 提案には「技術向上提案の実施にかかる概算費用」を記載いただく一方、入札金額には当該提案に要する費用を含めず当初仕様で入札する。
- ・ 発注者は、技術向上提案について「適格性」「実現性」等の観点から評価し、技術点の一部として総合評価の点数に加算
- ・ 当該技術向上提案を採用するか否かは、第三者委員会に諮った上で発注者が決定
- ・ 発注者が採用を決定した技術向上提案については、当初契約後に発注者指示の契約変更（増額）を行い、受注者には当該提案内容の履行義務が生じる

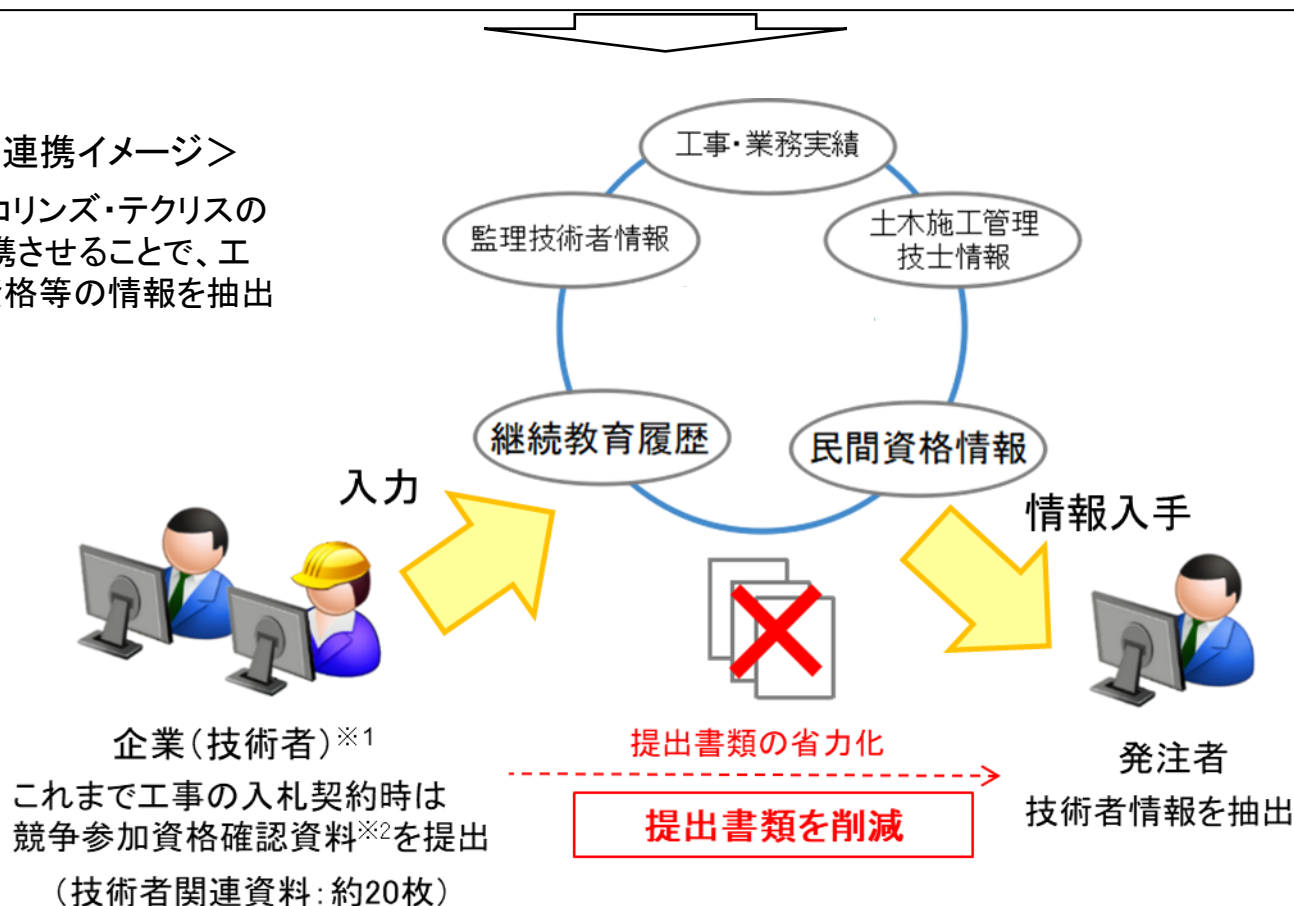
技術者情報の連携

発注関係事務の運用に関する指針改正案

技術者の資格や実績をコリンズ（工事实績情報 システム）等へ登録するよう受注者に促すとともに、技術者の情報を一元的に把握できる取組（技術者情報ネットワーク）の活用を図る等、発注者と競争参加者の負担軽減等に努める。

<技術者情報の連携イメージ>

技術者の情報にコリンズ・テクリスの技術者ID等を連携させることで、工事・業務実績や資格等の情報を抽出



（イメージ）
技術者情報に関連する書類は
技術者の氏名と連携ID番号及び
同種類似の工事・業務名のみ記載

総合評価におけるWLB推進企業への加点の拡大

発注関係事務の運用に関する指針改正案

ワーク・ライフ・バランス等推進企業（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定の取得企業や女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく計画を策定した中小企業）を必要に応じて評価項目に設定



- 平成30年度から、一般土木A等級等の工事において、認定制度を活用した加点評価を実施
- 令和6年1月より、加点対象を一般土木、建築A・B等級等まで拡大
- 今後、全ての公共工事等（建設コンサルタント業務等を含む）における総合評価落札方式、企画競争方式（プロポーザル方式を含む）に拡大する予定

通常

企業の実績・成績等

技術者の実績・成績等



WLB推進企業を加点評価

評価項目	評価基準
その他	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし認定企業等） ・次世代法に基づく認定（トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん認定企業） ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）        